

令和5年度集団指導 ～訪問介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 基準告示：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚告第19号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
- ▶ 大臣基準：「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日厚労告第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

I . 人員・運営基準 に関する事項

事例 1 : 訪問介護員について

指摘事項

訪問介護員等のうち他事業（併設する指定通所介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の職務にも従事している者について、訪問介護員として従事する勤務時間が不明瞭であるため、人員基準を満たしているか確認できない。

●ポイント

指定訪問介護事業者は訪問介護事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない

●根拠法令

県条例第32条 勤務体制の確保等

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

事例 2 : サービス提供責任者について

指摘事項

事業所におけるサービス提供責任者が他事業（併設する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の職務にも従事しており、**常勤専従のサービス提供責任者を配置していない。**

●ポイント

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の業務に従事している職員は訪問介護事業所においては専従の扱いにはならず、別に常勤専従のサービス提供責任者を配置する必要がある。

●根拠法令

基準省令解釈通知 第3・一・1・(2)

サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定める者であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

イ **専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること**

□ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合それぞれの職務については、第一の2の(3)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

事例3：心身の状況の把握について

指摘事項

サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していない。また、把握した内容について記録していない。

●ポイント

利用者の心身の状況等を把握しておかなければならない

●根拠法令

県条例第14条 心身の状況等の把握

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、**利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。**

事例 4 : 居宅サービス計画について

指摘事項

居宅サービス計画の目標期間及び援助内容に係る期間が満了しているにもかかわらず、以降の居宅サービス計画を取得していない。

● 根拠法令

県条例第17条 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

事例 5 : サービス提供の記録について

指摘事項

サービス提供の記録に、指定訪問介護の＜提供日／提供した具体的なサービスの内容／利用者の心身の状況／その他必要な事項＞についての記載がない。

●ポイント

サービス提供の記録として記載しなければならない事項を適切に記載すること

●根拠法令

基準省令解釈通知 第3・一・3・(10)

① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、**当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項**を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

事例 6 : 訪問介護計画の作成について①

指摘事項

- ・ 訪問介護計画において、援助の方向性や目標を明確になっていない。
- ・ 訪問介護計画において、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等が明確に記載されていない。

●ポイント

訪問介護計画には具体的なサービス内容等を適切に記載すること

●根拠法令

基準省令解釈通知 第3・一・3・(14) 訪問介護計画の作成

居宅基準第24条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、**援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。**なお、訪問介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

事例 6 : 訪問介護計画の作成について②

指摘事項

- ・ 居宅サービス計画に位置付けられていない時間に回数を増やしてサービスを提供し、また、居宅サービス計画に位置付けられていない内容のサービスを提供している。
- ・ 作成した訪問介護計画を利用者に交付していない。

●ポイント

居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成し、作成した訪問介護計画を利用者に交付すること

●根拠法令

県条例第25条 訪問介護計画の作成（一部抜粋）

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、**訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。**

事例7：サービス提供責任者の責務について

指摘事項

サービス提供責任者が、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握していない。また、訪問介護員等に対し、**具体的な援助目標及び援助内容の指示並びに利用者の状況についての情報の伝達を行っていない。**

●根拠法令

県条例第29条第3項 管理者及びサービス提供責任者の責務

サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (5) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。**
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

事例 8 : 運営規程について

指摘事項

記載しなければならない事項が記載されていない。

● 根拠法令

県条例第30条 運営規程

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項** ※令和6年4月1日から義務化
- (8) その他運営に関する重要事項

※ **虐待の防止のための措置に関する事項について 令和6年4月1日から義務化**

運営規程では、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

記載例

第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

事例 9 : 重要事項説明書の不備について

指摘事項

- ・ 第三者評価の実施状況・苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 運営規程との整合性がとれていない。

●ポイント

- 第三者評価の実施状況については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（**実施していない場合は、「実施なし」と明記すること**）。
- 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある**。
- 訪問介護員等の勤務体制について、運営規程と重要事項説明書で整合性がとれていない事例が見受けられるので確認すること。

- 重要事項説明書に盛り込むべき内容
 - 運営規程の概要
 - 訪問介護員等の勤務の体制
 - 事故発生時の対応
 - 苦情処理の体制**
 - 提供するサービスの第三者評価の実施状況**

重要

令和5年度末で経過措置が終了する令和3年介護報酬の改定事項について

感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

- **委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

- **業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

- **虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。**

Ⅱ．介護報酬に関する事項

事例10：特定事業所加算について①

指摘事項

- ・ 訪問介護員等ごとに、**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画**を策定していない。
- ・ 留意事項の伝達や技術指導を目的とした会議について、概要や登録含む**全てのヘルパーが参加していること**などを記録していない。
- ・ 指定訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を「**文書等の確実な方法**」により伝達していない。

●ポイント

加算の算定要件を適切に理解し、記録に残すこと。

事例10：特定事業所加算ついて②

留意事項通知（一部抜粋）

第2・2・(12)

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

①体制要件

イ 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第三号イ（1）の「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」又は同号二（2）の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定しなければならない。**

ロ 会議の定期的開催

同号イ(2)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、**当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。**なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「**定期的**」とは、**おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。**

事例10：特定事業所加算について③

留意事項通知（一部抜粋）

第2・2・(12)

八 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向も含め、記載しなければならない。

- ・利用者のA D Lや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「**前回のサービス提供時の状況**」を除く事項については、**変更があった場合に記載することで足りるもの**とし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

事例11：緊急時訪問介護について

指摘事項

要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨を記録していない。

●ポイント

加算の算定要件を適切に理解し、記録に残すこと。

●根拠法令

留意事項通知 第2・2・(18)

⑥緊急時訪問介護加算の算定対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第19条に基づき、**要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。**

事例12：初回加算について

指摘事項

初回の指定訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者がサービス提供又は同行訪問を行っていないにもかかわらず、初回加算を算定している。

●ポイント

加算の算定要件を適切に理解し、記録に残すこと。

●根拠法令

留意事項通知 第2・2・(19)

①初回加算は、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるものである。

②サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、指定居宅サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

事例13：院内介助について

指摘事項

- ・ 院内スタッフによる対応の可否を受診先の医療機関等へ確認せずに、訪問介護員が院内介助を行い、訪問介護費を算定している。
- ・ 医療機関等へ確認した内容についての記録の記録がない。

●ポイント

院内介助について、**基本的には院内のスタッフにより対応されるべきもの**であるが、場合により算定対象となる。

●根拠法令等

「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成22年4月28日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

※院内介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものです。ただし、院内スタッフによる対応が困難であり、適切なケアマネジメントに基づき、利用者が介助を必要とする心身の状態であると認められた場合は、当該介助内容が位置づけられた居宅サービス計画に沿って適切に介助を行ってください。なお、受診先の医療機関等へ確認した内容（何時、誰に、確認した内容等）について、記録しておいてください。また、認められるか否かについては各保険者へお問い合わせください。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（訪問介護）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=39i37KjG>